

秋田臨海鉄道(株)の事業終了後の状況について

交通政策課

県の第三セクターであり、日本貨物鉄道(株) (以下「JR貨物」という。) のグループ企業である秋田臨海鉄道(株) (以下「臨海鉄道」という。) は、令和3年3月末をもって鉄道事業を終了しているところであるが、現在、同社の解散に向けた課題について、以下のとおり協議・調整を行っている。

1 課題の概要

- (1) 臨海鉄道は、県の管理地(県有地・河川)に設置した以下の施設・設備について、原状回復を行う義務を負っている。

橋 梁	4箇所(旧雄物川橋梁、新城川橋梁、秋木橋梁、寺内橋梁)
踏 切	24箇所(新城踏切、公園踏切、向浜踏切等)
軌道等	8.3km(レール・枕木及び付随する工作物(分岐器、側溝等))

※ 県以外(秋田市、国、JR貨物)の管理地にも施設等が設置されている。

- (2) 臨海鉄道による積算の結果、(1)の施設等に係る撤去費が約10.3億円になることが判明した。一方で、臨海鉄道の残余資金のうちこれらの撤去費に支弁できるものは約3.6億円と見積もられるため、このまま会社を解散した場合、破産手続を経て、県有地に約6.7億円相当の施設等が残置され、港湾・河川管理上の支障が生じることになる。

【県管理地への残置の規模】

自己資金で会社が 撤去(3.6億円)	残 置(6.7億円相当)	計10.3億円
-----------------------	--------------	---------

2 JR貨物との協議

- (1) JR貨物は臨海鉄道の損失を補填すべき法的義務は負っていないものの、県では、県管理地に存する施設等の撤去について、同社と協議を行ってきた。
- (2) JR貨物は、今般、県が危険性の除去等の観点から「直ちに撤去すべき施設等」(下記)と指定したものについて、臨海鉄道による撤去が確実になされるよう、不足する資金を同社に拠出(約3.0億円)することを提案した。

【直ちに撤去すべき施設等】

橋梁：旧雄物川橋梁(西側の橋台・盛土を除く)、新城川橋梁及び秋木橋梁(いずれも橋台除く)
踏切：24箇所(うち4箇所は既に撤去、請願踏切はモルタル充填のみ) ほか

【その他の施設等】

橋梁：旧雄物川橋梁西側の橋台・盛土、新城川橋梁及び秋木橋梁の橋台、寺内橋梁
軌道：レール・枕木8.3km 及び付随する工作物(分岐器、側溝、擁壁等)

(3) 「その他の施設等」については、特別清算手続を経て残置されることになるが、県として、その影響と合意のメリットを比較考量し、提案を受入れる方向で検討を進めている。

【県管理地の残置の規模（JR貨物と合意した場合の想定）】

自己資金で会社が撤去 (3.6 億円)	JR貨物資金で会社が 撤去(3.0 億円)	残置(3.7 億円相当)	計 10.3 億円
------------------------	--------------------------	--------------	-----------

3 今後の流れ（想定）

臨海鉄道では、県やJR貨物との協議が調うことを前提に、以下の流れで特別清算手続等を実施し、清算終了に至ることを目指している。

令和4年4月：「直ちに撤去すべき施設等」の撤去工事を発注

令和5年3月：撤去工事完了・工事費精算、会社解散・特別清算手続開始
(清算終了の時期は未定。)

【施設概要図】

